

最高裁判所 (第一小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 所得税更正処分取消等請求上告事件
国側当事者・国

平成24年10月11日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成21年12月18日判決、本資料259号-239・順号11352)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成24年1月26日判決、本資料262号-16・順号11866)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人らの負担とする。
- 3 原判決の当事者の表示中「P」とあるのを「R」と更正する。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

なお、原判決には明白な誤りがあるので、職権により主文のとおり更正する。

平成24年10月11日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 横田 尤孝

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

裁判官 白木 勇

裁判官 山浦 善樹

当事者目録

上告人兼亡丁訴訟承継人	乙
上告人兼亡丁訴訟承継人	M
上告人兼亡丁訴訟承継人	N
上告人兼亡丁訴訟承継人	O
上告人兼亡丁訴訟承継人	R
上告人兼亡丁訴訟承継人	Q
被上告人	国
同代表者法務大臣	田中 慶秋
同指定代理人	森下 麻友美